

正 誤

令和四年三月八日付け徳島県報第四百三十二号徳島県公安委員会規則第一号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
一	三十四	「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」	「射撃指導員の」を「猟銃等射撃指導員の」
二	二十二	「銃砲」を「銃砲等」	「銃砲又は」を「銃砲等又は」